

佐賀県公安委員会告示第一号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターから、名称及び暴力追放事業を行う事務所の名称を変更する旨の届出があった。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

	名称及び暴力追放事業を行う事務所の名称	変更しようとする年月日
新	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター	平成二三・四・一
旧	財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター	